**中泊町国民健康保険小泊診療所遠隔診療設備整備事業委託に関する**

**公募型プロポーザル審査要領**

　この要領は、中泊町が実施する「中泊町国民健康保険小泊診療所遠隔診療設備整備事業」（以下「本事業」という。）に係る最も優秀な事業者を選定するために行う企画提案書等の審査について、必要な事項を定めるものである。

**１　審査機関**

（１）本事業に係る企画提案書等の審査については、中泊町国民健康保険小泊診療所遠隔診療設備整備事業に係るプロポーザル方式審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

（２）委員会は、プロポーザルに参加を表明した者（以下「提案者」という。）から提出された企画提案書等について、本要領に定める審査基準に基づき審査を行い、その結果を町長に報告する。

**２　審査基準、評価項目、評価の視点及び配点**

（１）委員会は、次の審査基準に基づき評価を行う。配点は１００点満点とし、評価項目及びその視点、配点は別表のとおりとする。

　（２）評価基準は次のとおりとし、原則として絶対評価により評価する。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価点 | 評価基準 |
| １０点 | 非常に優れている |
| ８点 | 優れている |
| ５点 | 標準的である |
| ３点 | 劣る |
| １点 | 非常に劣る |

**３ 審査方法**

（１）審査は、企画提案書等及び提案者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。

（２）委員会の委員長、副委員長及び委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の評価項目ごとに評価を行い、評価点を付ける。

（３）評価点は、委員会の委員長、副委員長及び委員の平均値（小数点第２位以下を切り捨て）とする。

**４　最も優秀な事業者の選定**

（１）評価点が最も高い者を、最も優秀な事業者として選定する。

（２）各委員の評価点の合計の平均が６０点に満たない者は、失格とする。

（３）評価点が最高である提案者が２者以上いる場合は、委員会において合議の上、順位を決定する。

（４）参加者が１者のみであった場合にも、委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価して、その結果を町長に報告する。

